

平成 24 年度総合セキュリティ対策会議

「官民が連携した違法・有害情報対策の更なる推進」部会（第 2 回）

平成 24 年 12 月 4 日

発言要旨

1．開会

2．インターネット広告業界との連携の在り方及び自主的取組の促進について

【委員から、インターネット広告業界における市場の健全化に向けた取組について説明】

【日本アフィリエイト・サービス協会から、同協会について説明】

（特段の質疑等なし）

3．匿名サイトの自主的管理強化の促進について

【事務局から、サイト管理者等の自主的管理の現状について説明】

【委員から、インターネットにおける違法・有害情報に対する通信業界の取組について説明】

（特段の質疑等なし）

4．インターネット・ホットラインセンターの民間費用負担の在り方について

【事務局から、インターネット上の「ホットライン」の必要性及びその運営の在り方に対する提言（平成 17 年度総合セキュリティ対策会議報告書より）等について説明】

【インターネット・ホットラインセンター（IHC）から、業務の効率化について説明】

（質疑応答等）

ホットラインセンターの業務効率化の説明について申し上げてしまうと、事業を運営するという観点から見ると、本当に効率化が図られているのかが非常に分かりにくいというのが正直な感想です。

こういう分析をするときには、将来をきちんと見据えるべきだと思っていて、今、スマートフォンが普及していて、いわゆるコンベンショナルなターミナルはかなりのスピードで入れ替わってきて、従来型の携帯専用サイトは消失していくと思っておりますので、そういうものをちゃんと予想した上で数を見ていく必要があると思いますし、問題点とか課題を含めて効率化が図られる体制になっているのかどうかというのは、極めて疑わ

しいとしか言いようがないかなというのが意見です。

## 5 . 今後の在り方について

【事務局から、インターネット広告業界との連携の在り方及び自主的取組の促進の今後の在り方、匿名サイトの自主的管理強化の促進の今後の在り方及びIHCに対する民間費用負担の在り方等の検討状況等について説明】

## 6 . 自由討議

広告主にとっては、違法情報があるところに広告を出したいわけではなく、正しいものを使いたいというのが、我々広告主の立場でありますので、きっちり安全で正しい広告を作ってほしいという提言を、是非とも盛り込んでいただきたいと思っています。

インターネット・ホットラインセンターの運営業務に関して、本来の在り方としては、やはり民間側での負担をきちんと考えていくべき時期に来ているのではないかなと思っています。諸外国の例を見ましても、特に欧州とかは本当に官民共同でやっていますし、何らかの形で官民一体となることができるものをここできちんと模索してはどうかなと思っています。インターネットの安全は国が予算的手当をつければよいというものではなくて、やはり民間側で、事業主体としてもきちんと金銭的負担も含めて、責任を持ってやっていくべきだと思っています。

IHCの設置時の平成17年度の報告書がやはり不明瞭な文章だったのではないかと思います。通報者の匿名性を担保するというところにおいて、警察が直接やることでは逆に通報が委縮するのではないかというところで設置したという趣旨だと思います。その意味では、本来的には警察業務の一部だと考えることもできると思います。通報の受理、情報分析、警察への通報は、正にそういう意味では通報の委縮を防ぐための警察の通報業務の一部に相当するものと考え、国がお金を払うというのは、私は個人的には適正ではないかと思っています。

しかし一方で、INHOPE通報と削除依頼のところが警察業務と言えないわけですが、この部分を本当に切り離してできるのか、本来どの業務はどこがやるべきだと考えるのかというところを踏まえて、さらに足りない点としてはIHCに届けられた情報は警察と共有するのかもしれないのかを明記した上で、IHCがすべきことと、すべきではないことを書けば、IHCの存在意義というのが明確になってくるのではないかと思

ます。

そのところを明確にしませんと、結果的にIHCを国がやるのか民間がやるのかというところが分かりづらいのかなと思います。私は個人的には、警察業務の一部だという趣旨の方が大きく、警察業務の一部だと考えてもよいのではないかと思いますので、民間も手伝うべきだということでは限られていると思います。限られているところを実際に民間からの出資を募るのかというように分けて検討しませんと、あまり効果が明瞭にならないのではないかという考えを持ちました。

17年度の総合セキュリティ対策会議の報告書のホットラインを作ったときに1つの課題だったのは、違法情報だけではなくて有害情報の取扱いで、有害情報を誰が定義して誰が判断するか、国ではなくてやはり民間がきちんとそこに入って判断すべきだ、そこがまさに表現の自由との兼ね合いを作っていくところだということで、そこに果たしている民間の役割は非常に大きいので、国だけではなくてやはり官民だと理解しています。

これを民間に出したときに引受け手があるのか、そこを民間に丸投げした場合に、民間は採算が合わない、やめましたと言ったら、もうやめるのを止められないので、引受け手の想定をした上で国がやるべきことなのかどうかを検討するのがよいと思います。

それらを踏まえて、IHCの必要性及び運営の在り方に関して、今回の検討結果を反映して、ここ(IHCの設置時の平成17年度の報告書における記述)の曖昧さをなくすように、報告書の改訂をしてはいかかというのが私の考えです。

事務局：IHCの問題に関しては、IHCの機能をより高めて国民にとって意味のあるものにすべきだということだろうと思いますので、事務局としても知恵を出して、この会議の総意としてIHCをより良きものするように工夫をし、次回以降の会議にお諮りしたいと思っています。